

教育における規制改革の経緯と課題

目 次

はじめに

教育におけるこれまでの規制改革の流れ

- 1 政府における規制緩和への取組みの始まり
- 2 計画に基づく規制改革
 - (1) 「規制緩和推進計画」
 - (2) 「規制緩和推進3か年計画」
 - (3) 「規制改革推進3か年計画」
- 3 「規制改革推進のためのアクションプラン・12の重点検討事項」
- 4 臨時教育審議会の答申
 - (1) 教育改革
 - (2) 規制緩和に関わる具体的施策の提言

教育分野における構造改革特別区域制度

 - 1 構造改革特別区域法の成立
 - 2 構造改革特別区域法の改正
 - 3 第1次構造改革特別区域計画の認定

今後の規制改革上の主な課題

 - 1 規制改革の流れのまとめ
 - 2 今後の主な課題
 - (1) 幼稚園と保育所の一体的運営・一元化
 - (2) 学校設置・経営主体への民間参入
 - (3) 学校選択の弾力化
 - (4) 教育課程編成の弾力化
 - (5) 学級編制・教職員配置の弾力化
 - (6) 構造改革特区における規制の特例措置の全国的な実施

おわりに

はじめに

規制改革は、今日、政府全体として大きな政策課題になっているが、教育の分野においても、その流れの中であって、規制改革は大きな行政課題に上っている。

規制緩和⁽¹⁾の歴史は古いが、教育分野においては、当初から大きく取り上げられてきたわけではない。行政全体の規制緩和の中で、「教育分野」の規制緩和はどのように扱われてきたのか、そしてどのような経緯を経て今日のような大きな課題となってきたのか。教育分野に焦点をあてて、政策提言を中心に、規制改革・緩和の動向を整理してみた⁽²⁾。その後、規制改革に関わる主な今日の課題に論及する。

なお、本稿での「規制」とは、国や地方公共団体が、国民・企業等の活動に対して特定の政策目的の実現のために関与・介入するいわゆる「公的規制」を念頭においている⁽³⁾。

教育におけるこれまでの規制改革の流れ

教育におけるこれまでの規制改革の流れを、ごく簡潔にまとめれば次のように要約できる。

第1：昭和39年の臨時行政調査会の「許認可等の改革に関する意見」に始まり、昭和56年から平成6年にかけての第2次臨調、第1次・第2次行革審による規制緩和

第2：平成7年から15年にかけての三つの政府計画（「規制緩和推進計画」、「規制緩和推進

3か年計画」及び「規制改革推進3か年計画」に基づく規制緩和

第3：この間、昭和60年から62年にかけて、教育改革を主唱し、教育における「個性重視の原則」を提言した臨時教育審議会の答申による規制緩和

第4：最近の動きで、特定地域に限った措置ではあるが、構造改革特別区域法（平成14年成立）に基づく構造改革特区における規制改革

これらについて、少し詳しく見てみよう（第4については第 章で記述）。

1 政府における規制緩和への取組みの始まり

(1) 臨時行政調査会意見

昭和39年9月、臨時行政調査会が、現行の許認可の中には、必要性が認められないもの、実効性を期待し得ないものについてまで、過大な規制と煩雑な手続きを設けている例が多いとして、各行政にわたる許認可について具体的な簡素合理化を行うことを求める「許認可等の改革に関する意見」を政府に提出したのが、政府における規制緩和の取組みの始まりである。この意見は、昭和42年、行政事務の簡素合理化、国民負担の軽減を狙いとしたいいわゆる許認可等の整理一括法（「許可、認可等の整理に関する法律」）の成立として結実した。（整理一括法はその後たびたび提案され、成立した（昭和54年までに8回成立、337の許認可事項を整理）。）

このように、当初の規制緩和は、許認可等による規制が典型的な公的規制として、その整理合理化という形で進められてきた。

(2) 第2次臨時行政調査会、第1次・第2次臨時行政改革推進審議会

その後第2次臨時行政調査会（いわゆる臨調昭和56～58年）、第1次臨時行政改革推進審議会（いわゆる行革審 昭和58～61年）の累次の答申で、国民負担の軽減、行政事務の合理化、民間活力の発揮という観点から、その時々

の経済情勢等を反映した公的規制の見直しが指摘されてきた。例えば、新車の新規検査の有効期間を2年から3年への延長、銀行の店舗規制の緩和などである。

第2次行革審（昭和62～平成元年）は、当時経常収支の大幅な黒字を削減する必要に迫られていた状況を踏まえて、経済構造調整の推進という観点から、規制緩和の方策を答申した。

第2次行革審以降の規制緩和においては、国民のより个性的で、多様性に富んだ国民生活の質的向上、市場原理を基本とした産業構造の転換、新規事業の拡大、国際経済社会における市場アクセスの改善といった国際的調和の観点が加わった。

なお、このころ昭和60年から62年にかけて臨時教育審議会が、内閣総理大臣の諮問機関として設置され、教育の自由化等をテーマに活発な議論を行っていた。4次にわたって重要な答申を提出しているが、このことは、本章第4節で述べる。

(3) 第3次行革審

第3次行革審（平成2～5年）は、平成4年6月の「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第3次答申」、平成5年10月の最終答申において、内需中心のインフレなき成長、経済力に見合う真の豊かさを目指して、規制緩和を提言した。これらを受けて、政府は規制緩和に関して次のような重要な政策決定を行った。

「総合経済対策」（平成5年4月）

...公的規制の見直しは、総合経済対策の主要な一つに位置付けられた。

「緊急経済対策」（平成5年9月）

...94事項の規制緩和

「行革大綱」（平成6年2月）

...781事項の規制緩和

「規制緩和推進要綱」（平成6年7月）

...重点4分野（住宅・土地、情報・通信、輸入促進、金融・証券）で279事項の規制緩和

これらの政策に盛り込まれた規制緩和事項は、約1,200にのぼり、平成7年3月までにその8割について何らかの改善措置が講ぜられた。この時期の規制緩和は、経済的側面、行政事務の合理化、国際的な市場アクセス、国民生活の向上といった側面が強かった。

2 計画に基づく規制改革

(1) 「規制緩和推進計画」(平成7年3月)

(i) 計画の策定

(a) 第3次行革審最終答申

前述の第3次行革審最終答申(平成5年10月)において、「平成6年度内を目途に、規制緩和に関する中期的かつ総合的なアクションプランを策定すること」が提案され、これを受けて政府は、平成7年3月、今後更に規制緩和の推進に積極的かつ計画的に取り組むため、「規制緩和推進計画」(以下「推進計画」という。)を閣議決定した。

これ以降、規制緩和は閣議決定に基づく「計画」により進められることとなった。

この計画における規制緩和事項は、国内外165団体の要望、意見を聴きながら、行政改革推進本部(その下に民間の委員を含む規制緩和検討委員会)でまとめられた。「推進計画」には、11の分野(住宅・土地、情報・通信、流通、運輸、金融、エネルギー、雇用・労働、公害・廃棄物・環境保全、防災、その他)にわたり、改善措置を講ずべき1,091事項が盛り込まれた。

この「推進計画」は、行政各分野にわたる、初めての総合的な規制緩和に関するプログラムであって、我が国が国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会を目指すものであるが、まだ「教育」が前面に取り上げられたものではなかった。

規制緩和の観点、国民生活の質の向上、内需の拡大・輸入促進、国民負担の軽減・行政事務の簡素化である。また、経済的規制については原則自由・例外規制、社会的規制については本来の政策的目的に沿った必要最小限とする考

え方が示された。

この「推進計画」は、当初5年計画であったが、策定後まもなく3年計画に変更された。

(b) 教育における具体的事項

「推進計画」において、教育に関しては、その別紙にまとめられた「緩和措置の一覧」で、11分野の「その他」の中で、具体的措置の7事項が盛り込まれたに過ぎないが、教育についても規制緩和が緒についたということができる。7事項は次の通りである。

余裕教室の転用に係る財産処分の承認事務手続きの簡素化

幼稚園園舎の階層制限の緩和

幼稚園の園具・教具の整備基準の大綱化

小学校等に置かれる保健主事の選任について、教諭に限らず養護教諭も可能とすること

指定教員養成機関の学則変更等に係る文部大臣(当時。以下同じ。)の承認事項の限定

管理栄養士学校校舎の各室の用途を変更する場合の主務大臣の承認を届出に改定

学校における健康診断の検査項目の簡素化

(ii) 「推進計画」の改定

(a) 計画の改定

「推進計画」は、計画自らが毎年度末までに改定することを定めており、最初の改定が平成8年3月に行われた。その背景となったのは、行政改革委員会の下部機関として設けられた規制緩和小委員会の第1次意見「規制緩和の推進に関する意見」(平成7年12月)である。

その基本的考え方は、これまでの画一、お上依存、大きな政府、横並びといった考え方や仕組みから、個性的、自立、小さな政府、多様な価値観の共存という方向に転換させること、また、規制の緩和・撤廃の広がりにより経済構造改革を進め、それが経営、雇用、教育、福祉、地域といった広範な社会的構造改革につながっていくことを期待するものであった。

(b) 教育に関わる「推進計画」改定の概要
改定計画では、11の分野（当初計画に同じ）で、新規の規制緩和措置569事項を含め1,787事項の措置が盛り込まれたが、教育については、当初計画の7事項に加え、次の8事項が新たに追加された。

保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則に定められている教育内容の大綱化

臨床検査技師等の学校及び養成所に係る規則について学級数の変更手続の明確化

大学に係る校地面積基準の運用方針（特別の事情がある場合の緩和措置）の明確化

大学の学部・学科の設置認可審査における教員審査について、提出書類の簡素化

大学の設置認可後のフォローアップに関し、「年次計画履行状況報告書」の提出書類の簡素化を図り、また、施設面積が増加する施設整備の変更及び担当授業科目の変更がない兼任教員⁽⁴⁾の昇格については年次計画変更書の提出を不要とし、「年次計画履行状況報告書」で代替

国庫の費用負担又は国の補助による重要文化財の公開については文化庁長官の承認を不要とし、また、文化庁長官の承認を受けた博物館等の設置者が当該施設において重要文化財の展覧会等を主催する場合には許可を不要とするなど、重要文化財の公開等に係る規制の緩和

天然記念物カササギの電力設備への営業の除去についての許可権限を、関係地方公共団体へ委任する方向での簡素化

史跡等の現状変更の許可権限を、都道府県教育委員会と同様に指定都市教育委員会にも委任

(iii) 「推進計画」の再改定

(a) 行政改革委員会第2次意見

平成8年度の再改定は、行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見」（第2次、副題「創意で造る新たな日本」平成8年12月以下「第2次意見」という。）を踏まえて、平成9年

3月に決定された。第2次意見では、皆が均質であることや横並びにとられるあまり、日本人の創造性・個性や活力の発揮、自由な選択を過度に制限していないか、と問題を指摘した。その上で、教育その他の分野において、規制を根本的に見直す必要があるとして、初めて教育が正面から取り上げられた。分野別の各論において、「教育」の分野が独立し、これまでにない詳しい提言がなされた。

なお、橋本内閣の下、個性を尊重し豊かな人間性の育成と教育制度の弾力化を目指す教育改革は、6大改革の一つとして政府の重要課題となっていたが、規制緩和は教育改革の一環にも位置づけられた。

(b) 「第2次意見」における教育にかかわる提言

「第2次意見」によれば、現在の学校は、一般的に画一的、硬直的、閉鎖的な状況にあり、子どもに生きる力をつけさせる弾力性や多様性を十分に持っていないと同時に、子ども一人一人の個性や才能を引き出すチャンスの芽が育てられていないという。この状況が、不登校やいじめの原因にもなっていると指摘する。今後は、教育内容等の多様化を通じて、特色ある学校を作り出し、保護者、子どもが、その特色の内容を評価し、自らに適した教育を選択することが可能となるように、現在の教育制度を変革していく必要があると、提言する。

このように、「第2次意見」は、これまでの答申等と異なり、教育の現状を分析し、その上で次の規制緩和を提言した。

学校選択の弾力化

教育内容の多様化...教科書検定制度の透明化、教科書採択制度の改善、社会人教員の登用促進

中学校卒業程度認定試験の弾力化

大学設置の弾力化

(c) 教育に関する再改定「推進計画」の概要
再改定「推進計画」では、独立した「教育」分野を含めた12分野にわたり、新規の規制緩和

措置890事項を含め全体として2,823事項が盛り込まれた。そのうち「教育」は、新規事項27、既存計画事項27、文部省（当時。以下同じ。）による自主的措置事項3、合計57事項である。

「教育」分野の観点は、一人一人の個性を生かし、豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するため、教育制度の弾力化など諸規制の緩和を進めるといものである。新規に追加された具体的措置事項は次の通りである。

1) 初等中等教育

幼稚園・保育所の連携を強化し、施設の共用化等を図る。

就学すべき公立小・中学校の指定やその変更にあたって、市町村教育委員会が地域の実状に即し、保護者の意向に配慮した工夫を行うよう、学校選択の弾力化の趣旨を徹底する。

登校拒否児や長期療養児に対するマルチメディアの特性を生かした教育の在り方について調査検討を行う。

就学義務猶予免除者が中学校卒業程度認定試験を中学校在籍中に受けられるようにする。

高等学校においてボランティア活動等について単位認定ができるように単位認定範囲を拡大する。

将来的には教科書の学校単位の採択に向けて、当面、採択地区の小規模化について都道府県の取組みを促す。

教科書検定について、検定意見箇所の一覧や具体的記述に即した検定意見の公開、不合格図書の原因書の公開を図る。

特別非常勤講師制度（教員免許状を有しない者を、都道府県教育委員会の許可を得て、非常勤の講師として任用する制度）について、小学校における対象教科を音楽、図画工作、家庭、体育以外の教科にも拡大するとともに、特別非常勤講師を採用する場合の都道府県教育委員会の許可を、報告又は届出に改めるなど、社会人の教員への登用を促進

する。

完全学校週5日制の下で、「総合的な学習の時間」の設定や選択学習の幅の拡大を行い、カリキュラム編成を弾力化する。

2) 高等教育

科学の特定の分野などで特に優れた者を対象として、大学入学年齢制限を緩和する。

高校生の主体的な大学選択を支援するため、大学における授業体験等を促進する。

大学の校地面積基準について、教育研究水準との関係を明確化し、その見直しを行う。

大学の学部・学科の設置認可手続きについて、学科の創設等の場合には教員審査を廃止する。

高等教育機関において、マルチメディアを活用した遠隔教育の単位認定を可能とする。

大学の単位互換の際、授業料を相互に徴収しないことができるようにする。

大学共同利用機関が公私立大学の大学院学生を受け入れる場合、費用（授業料など）を徴収しないこととする。

国立大学教官等が民間との研究に関わって兼業する場合、兼業従事時間数の制限を撤廃する。

国立大学等の教員が民間企業等の研究施設で共同研究に従事することのできる場合を拡大する。

民間等との共同研究を行うために休職する国立大学等の教員の退職手当算定を不利益としない措置を講ずる。

教員の流動性向上による教育研究の活性化等のため、教員の任期制を導入する。

3) その他

大学等における医療技術者等の養成施設指定制度を見直し、大学が多様なカリキュラムを工夫できるようにする。

社会教育主事、学芸員、司書及び司書補の資格取得方法の弾力化を図る。

文部大臣の技能審査認定の有効期間について、現行の3年を6年に伸ばす。

(2) 「規制緩和推進3か年計画」

(i) 行政改革委員会の「最終意見」

平成9年度をもって「推進計画」は終了したが、総合年次計画により規制緩和を進めるという方式は規制緩和の取組みの中で大きな変革点といえる。

行政改革委員会もこの方式を評価し、その最終意見（平成9年12月）において、我が国の規制緩和・撤廃は、まだ本格的に始まったところで、引き続き継続的かつ計画的な制度見直しが必要だとして、平成10年度を初年度とする新たな3か年計画を策定すべきと提言した。

また、「最終意見」は、我が国の行政の在り方について、生産者重視、過剰な事前規制・行政関与、中央集権的なシステム、画一性・平等性といった点に特徴があるとし、これらの諸点は、欧米へのキャッチ・アップ時代には有効に働いたが、世界の中の日本の位置付けが大きく変化した今日では、我が国が種々の構造的な問題点を抱えるに至った一因となっていると分析した。

教育に関しては、「最終意見」は、高等教育について意見を述べている。すなわち、大学教育の現状は、意欲ある学生に十分応えるものになっていないとして、大学教育を、教育を受ける学生が多様な教育サービスの中から選択できるようにするとともに、教育を与える大学は、自らの創意、判断をもとに自己責任原則に基づいて競い合いながら質の高い多様な教育サービスを提供するよう期待した。

(ii) 「規制緩和推進3か年計画」の決定

(a) 3か年計画方式の継続

上記「最終意見」を踏まえて、平成10年3月、新たな3か年計画として、「規制緩和推進3か年計画」（以下「3か年計画」という。）が閣議決定された。

この計画での規制緩和のねらいは、多様で豊

かな国民生活の実現、経済の活性化、国際的整合性の実現、国民負担の軽減であり、国民生活の多様性が強調された。このために、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会としていくとともに、行政の在り方としては、事前規制型から事後チェック型に転換していくとした。経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限という原則も重視された。

個別の規制緩和措置事項は、更に3分野増え、15分野（競争政策、住宅・土地・公共工事、情報・通信、流通、運輸、基準・規格・認証・輸入、金融・証券・保険、エネルギー、雇用・労働、公害・廃棄物・環境保全、危険物・防災・保安、教育、医療・福祉、法務、その他）にわたり、624事項が盛り込まれた（そのうち約300事項は旧計画からの継続）。

(b) 「教育」分野における具体的措置事項

「最終意見」を踏まえて、「3か年計画」では、初等中等教育に関しては前期計画とほぼ同じ内容のものを盛り込んだが、高等教育に関しては、大学設置の弾力化、学修選択の多様化・柔軟化、入学制度の弾力化について提言した。

1) 初等中等教育

通学区域制度の弾力的運用、登校拒否児や長期療養児に対するマルチメディアを活用した教育、教科書の採択地区の小規模化、教科書検定意見の公表、社会人の教員への登用促進、及びカリキュラム編成の弾力化については、前期の再改定「推進計画」とほぼ同様の内容を定めた。高等学校における転入学や編入学の受入れ機会を確保するため都道府県教育委員会を指導すること、が新たに盛り込まれた。

2) 高等教育

大学入学年齢制限の緩和措置（18歳未満の大学入学）について、対象分野の拡大、対象年齢の引き下げを検討する。

大学における推薦入学の割合の見直しを検討する。

大学における秋季入学の導入を促進するため、学年の途中における入学に関する学

校教育法施行規則を改正する。

専修学校専門課程から大学への編入学を認める。

大学の校地面積基準について、現行の6倍基準を3倍基準に緩和する。

大学設置認可に関し、私立短期大学学科の新設について審査期間を短縮し、また、大学設置・学校法人審議会の委員に大学関係者以外からの更なる登用に配慮する。

高等教育におけるマルチメディアの活用については、前期計画に同じ。

学位授与機構（当時）による単位累積加算制度について検討する。

大学以外の教育施設等における学修の単位認定を各大学がさらに進めるために、単位認定の範囲及び単位数の上限を見直す。

3) その他

大学等における医療技術者等の養成施設指定制度の見直しについては、前期計画にほぼ同じ。

大学入学資格検定の受験科目について検定を免除することができる知識、技能に関する審査の範囲を拡大する。

デパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開を許可しないとされた通知を廃止する。

理学療法士及び作業療法士の養成課程について、既に履修したと認められる科目を免除する指定科目制の導入を図る。

(iii) 「3か年計画」の改定

(a) 規制緩和委員会「規制緩和についての第1次見解」

「3か年計画」も、計画自体が改定を予定しており、それに資するために行政改革推進本部の規制緩和委員会が、平成10年12月、「規制緩和についての第1次見解」を提出した。

同見解は、「3か年計画」に盛り込まれた15分野624事項についてフォローアップを行い、ほぼすべてが予定通り進捗しているとする結果をまとめた。

「教育」分野については、「3か年計画」に引き続き、高等教育に関するものが中心で、産学連携の促進、大学における教員の任期制の普及、情報の積極的な公開、大学院の改革、大学の校地面積に係る自己所有基準の見直しなどについて提言を行った。

(b) 改定「3か年計画」の概要

上記「第1次見解」を受け、平成11年3月、「3か年計画」の改定が閣議決定された。

改定「3か年計画」では、「第1次見解」を踏まえ、「規制改革」という視点を打出したが、これは、競争政策の積極的展開、事後チェック型の行政への転換に伴う新たなルールの創設、自己責任原則の確立に必要なシステム作りなども、規制緩和と一体として取り組んでいくという意味合いで提起されたものである。

個別の措置に関しては、15分野にわたり新規248事項を含む917事項が整理された。「教育」分野については、新規18事項をふくむ52事項が盛り込まれた。新規事項を中心に概要をみると次の通りである。

1) 初等中等教育関係は、「3か年計画」に同じ。

2) 高等教育

大学の校地面積の2分の1以上は自己所有とする現行基準につき、弾力的な対応をする。

国立大学教官等の民間企業役員兼業について直ちに検討に着手するとともに、技術移転機関（Technology Licensing Organization 以下「TLO」という。）の役員兼業については平成12年4月から可能とするよう措置する。

国立大学等の教官等の発明にかかる特許の取扱いを明確にするとともに、各大学の発明委員会の運営を改善する。

各大学における任期制の導入状況を、大学及び社会一般に情報提供する。

国立大学特別会計における教育研究経費の使途や繰越しの取扱い、教員の給与決定、

兼職兼業の取扱いなど、国立大学の人事、会計、財務、組織編制等を弾力化する。

大学は、教育研究に関する情報、財務状況に関する情報の公開を進める。

高度専門職業人養成のための大学院の設置を促すため、関係法令の見直しを行う。

大学院研究科の法的位置付けを明確化する。

優れた学生が4年未満の在学で学部を卒業できる措置を講ずる。

3) その他

学校法人の行うことができる収益事業の種類についての告示を、現在の産業構造に合った内容にする。

(iv) 「3か年計画」の再改定

「3か年計画」の再改定は、規制改革委員会(規制緩和委員会を改称したもの)の「規制改革についての第2次見解」(平成11年12月)を踏まえて、平成12年3月に行われた。

個別分野では、新たに「資格制度」の分野が追加され、再改定「3か年計画」には、全16分野で、新規の351事項を含み、1,268の個別措置事項が盛り込まれた。

「教育」分野は、新規30事項を含めて82事項である。この再改定においても、中心は高等教育であった。新たに追加された主な事項は、次の通りである。

(a) 初等中等教育

帰国子女の高等学校編入学についての実態調査を行い、広く一般に情報提供を行う。

外国語指導助手(ALT)の一層の活用を図るため、各学校に職員として配置されるような方策を講ずるとともに、小学校においても活用されるよう措置を講ずる。

(b) 高等教育

学校法人及び大学の設置認可の弾力化・透明化

・学校法人設立認可申請時の資金として、国債などの有価証券や寄附などの形態を認める。

・安定した財政的基盤を有している場合には、施設および設備についてリース方式を認める。

・社会の変化や技術革新の進展に迅速に対応できるように、大学学部の収容定員の範囲内であれば、当該学部の学科の新設・改廃及び学科定員の変更は、大学の主体的な判断で行うことができるようにする。

・大学設置・学校法人審議会の専門委員の氏名を公表する。

社会人等が大学教育にアクセスし易くなるように、インターネットを活用した大学教育の位置付けを明確にするとともに、その促進を図る。

TLOが民間企業に対して行う技術コンサルティングに、国立大学教官が従事する場合の兼業を認めるための措置を講ずる。

4年未満の在学で大学学部を卒業できる制度が更に活用されるように、大学に対して周知徹底するとともに一般に対して情報提供する。

外国人留学生の受入れを促進する。そのために、

・日本語能力試験に代わる新たな試験について、実施回数の複数化、実施場所の拡充を図る。

・国費留学生の希望と能力に応じた大学への配置が円滑に行われよう措置を講ずる。

・留学生の渡日前入学許可のシステム作りを進める。

・12年の教育課程を修了していない者であっても、我が国の高等学校卒業生と同程度の学力を有すると認められる外国人留学生に対して、大学入学が可能となる措置を講ずる。

・留学生の在留資格に係る在留期間について、「2年または1年」に延長する。

学校法人の学校経営の自由化・弾力化

・学校法人の経営基盤を強化するため、学

校債発行のルールを明確化、透明化する。

- ・大学の教育研究活動に密接な関係を有する事業について、学校法人が、その発行済株式総数の2分の1以上を保有する株式会社（子会社）を設立することが認められることを明確にする。

日本育英会の奨学金予約採用制度の一層の充実を図る。

国立大学が行う企業との受託研究の間接経費（国庫に納入）の一部を、産学連携のインセンティブを高めるために当該大学に配分するようにする。また、企業との共同研究・受託研究に従事する非常勤職員の給与については、当該大学で給与の決定が行えるよう措置を講ずる。

(c) その他

大学入学資格検定の試験（いわゆる「大検」）を年複数回実施し受検機会を拡大する。また検定実施後試験問題を公表する。

(3) 「規制改革推進3か年計画」

(i) 規制改革委員会「規制改革についての見解」

「3か年計画」の終了を控えて、規制改革委員会は、これまでの規制改革の歩みを振り返りながら、「規制改革についての見解」（以下「見解」という。）をまとめた（平成12年12月）。

規制改革が本格的に動き出したのは、90年代、とりわけ平成7年に「推進計画」が策定されて以来と考えられるが、「見解」は、その効果は着実に結実しつつあると評価しながらも、これまでの規制改革のテーマは、特定の規制の適用除外なり規定自体の削除を求めるといった細部にわたるものになりがちで、結果的に微修正型の規制改革が多くを占めたと、総括した。そこで、これからの「規制改革」について、経済のグローバル化、少子高齢化、情報化、環境問題などの我が国の直面する構造的な環境変化に対して、活力ある社会として生き残るためにそれにふさわしい制度に変革を図る試みであると大きくとらえた。

この姿勢から、当初経済の活性化を図るとの色彩が強かった規制改革・緩和の在り方について、今後その概念を広げ、社会を活性化すると考えられるもの及びその成果をもたらす前提となる条件整備も対象とするとした。そして新たな3か年計画の策定もあわせて提言した。

特に、「見解」では、医療・福祉、雇用・労働、教育といった社会的分野において、従来市場経済に馴染まないということを理由に規制改革の取組みが遅れているとして、今後はこれらの分野に精力的に取り組むべきと提言した⁽⁵⁾。現在存在する取引慣行や、結果の平等を重視する教育システムをそのままにしては、変化の要請に有効な手立てが考えられないと指摘し、とりわけ教育分野の取組みを強調した。

このような基本的考え方から、「見解」は、教育に関して、結果の平等でなく機会の平等に基づいて、教育を受ける児童・生徒・学生等がその能力・適性に応じた多様な教育を自由に選択し、受けられるよう規制改革を行う必要があると提言し、狭義の「規制緩和」事項以外にも広範囲に指摘を行った。規制改革は、本格的な教育論に入ってきたという観である。

(ii) 「規制改革推進3か年計画」の概要

上記「見解」を尊重する形で、平成13年3月、「規制改革推進3か年計画」（以下「新3か年計画」という。）が閣議決定された。教育・研究関係については、児童・生徒・学生等が自らの能力や適性に応じて多様な教育を受けられるような教育システムを実現する、また、大学の教育研究機能を世界水準に高め、創造的な人材を育成し、産学官の連携を推進するために、教育システムの改革を目指し、重点を次のことに置いた。

学校の個性化と学校選択の拡大
個性・習熟度に応じた教育
教育の情報化の促進
質の高い教員の確保
大学運営の自主性・自律性の向上
産学官連携の推進と人材の社会的流動性

の増大

個別事項は、これまでの二つの計画に比べ、広範多岐にわたり、事項数もはるかに多くなった。概要を整理してみる。

(a) 初等中等教育

学校外教育施設における児童生徒の学習支援

義務教育段階における不登校児童生徒の学習支援のため、民間事業者により設置運営される教育施設での教育活動について、学校教育を補完するものとして扱うなど弾力的な運用を行う。

公立小・中・高等学校における通学区域の弾力化

- ・いじめの問題による就学校の指定変更等の対応を促す。
- ・公立高等学校の通学区域の設定を都道府県等の自主的な判断に委ねる。

各学校における学級編制や教職員配置を、教育委員会の判断により一層弾力的に行うことができるようにする。

医学・科学技術の進歩を踏まえ、盲・聾・養護学校に就学すべき基準について見直す。また、学校生活に支障がなく、就学先で受ける教育がその障害児に適切である場合には、教育委員会の判断で普通学校への就学を認めることができるようにする。

私立の小・中学校の設置が促進されるよう、小・中学校の設置基準を明確に示す。

習熟度別学習の導入

- ・学習の習熟度に差がつきやすい教科（算数・数学、理科、英語など）について、児童・生徒の理解や習熟の程度に応じてグループ別学習を行うことを進める。
- ・学年を越えた習熟度別学習の実現可能性を検討する。
- ・高校2年生修了後に大学への飛び入学が認められる範囲を物理、数学以外にも拡大する。

学習指導要領は、教育課程編成上の最低

基準であり、各学校における弾力的な取扱いを排除するものではないことについて、教育現場や社会一般の理解を得る方策を検討する。

出席停止制度の要件の明確化を図り、小・中学校における児童生徒の問題行動に対して適切な指導を行う。

高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方を検討する。

社会人を教員として学校現場に活用するため、特別免許状制度⁽⁶⁾や特別非常勤講師制度の趣旨を周知するとともに、産業界からの協力について経済団体と情報交換を図る。

公立学校教員の評価と処遇

- ・公立学校教員の適切な勤務評定を行い、その結果を処遇面に反映させるとともに、教科指導能力の評価方法の工夫を進める。
- ・指導力が不足し、適格性が不十分な教員については、分限処分を的確に行うとともに、教員以外の職へ異動させるための仕組みを取り入れる。

公立学校教員を、民間企業、行政機関、社会教育施設、社会福祉施設等へ派遣して行う長期社会体験研修の機会を充実する。

校長の学校運営のリーダーシップを強化するため、校長の裁量権を拡大し、また在職期間の長期化や適切な評価に基づく処遇など人事異動の在り方の見直しを行うよう都道府県教育委員会を指導する。

教員の条件付採用期間中の評価結果に基づいて、必要な場合には分限処分を行うなど条件付採用期間制度の運用の改善を図る。

教育委員会を活性化するため、委員の構成について多様化を図るとともに、会議を原則公開とするよう必要な措置を講ずる。

学校がインターネット等を用いて学校情報を主体的に発信するよう、助言や情報提供を行う。

コンピューター等を活用した教科指導を

促進するため、地方公共団体や学校に対して積極的に情報提供していく。

インターネット等を用いた高等学校教育を促進する。

(b) 高等教育

インターネットを活用した授業を遠隔授業として位置づけ、単位取得を可能とする。

社会人等の多様なニーズに応えるため、大学院博士課程にも通信制課程を設置する。

大学評価・学位授与機構による大学評価の中で、学位授与への取組状況を評価項目の一つに位置付け、大学院博士課程における学位授与を進める。

私立大学における財務状況の公開を促進する。

大学において、学部の収容定員の範囲内であれば、学科の新設・改廃及び学科定員の変更について、認可制を届出制に改める。国公立大学の講座等の組織編制を柔軟に行うことを可能とする方策を講ずる。

(c) 研究開発

国立試験研究機関の研究者の流動性、及び、産学官の間での研究者の流動性を高める。

国立大学の教官の流動性を高めるため、任期付き任用教員の処遇の改善方策を講ずる。

国立大学教員、国立試験研究機関研究員の自己啓発のための休業制度を検討する。

国立大学教官の発明に対するインセンティブを高めるため、教官個人に支払われる発明報償金の限度額（600万円）の撤廃など運用を見直す。

国有特許のTLO（技術移転機関）又は共同研究等の相手方民間企業への円滑な譲渡を図る。

科学技術振興事業団が行う委託開発事業において、個別課題ごとに必要とされる文部科学大臣の認可及び関係大臣に対する協議を廃止する。

(iii) 「新3か年計画」の改定

(a) 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」

規制改革委員会の後を受け平成13年4月に設置された総合規制改革会議も、個別的な規制改革でなく、制度の本質に迫る規制改革を求めた。また、これからは教育を含む社会的分野に重点を置いて進めるべきだということでは、規制改革委員会の考え方と同じである。すなわち、同会議の「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）の基本的考え方は、個別の規制改革に加えて、それぞれの分野の「あるべき姿」を念頭に置き、「体系的・包括的な規制改革」についての取組みを強化するというものであった。特に、生活者に向けたサービス分野、いわゆる「社会的分野」は、市場原理に馴染みにくいとしてコストの合理化が進まず、サービスの質的向上・量的拡大が妨げられるなど、改革の遅れが目立っていると指摘した。そこで、医療、福祉・保育、人材（労働）、教育、環境の各分野に、「都市再生」を加えて重点6分野として重点的に検討した。

(b) 「教育」に関する提言

重点分野とされた「教育」について、第1次答申は、大学においては、教育機関や教員が互いに競い合うことが、また、初等中等教育においては、多様化を進め、需要者による選択と参画を確保することが、我が国の教育全体の質的向上に結びつく、と指摘した。

この観点から、大学や学部の設置に係る事前規制を緩和し事後的チェック体制を整備して競争的環境を創り出す。初等中等教育においては児童・生徒の能力・適性に応じた教育機会を提供する。更に、新しいタイプの公立学校を導入し、私立学校の設置を促進することにより、多様化を進めると提言した。具体的施策としては、次のことに関し提言を行った。

・高等教育における自由な競争的環境の整備

と公的支援の在り方の見直し

- ・コミュニティ・スクール⁽⁷⁾ 導入のための法制度整備
- ・私立学校参入促進のための要件の緩和
- ・初等・中等教育における評価と選択の促進

(c) 「新3か年計画」の改定の概要

上記第1次答申を受け、平成14年3月、「新3か年計画」の改定が閣議決定された。「教育」においては、同答申の重点分野として指摘された事項は、そのままの形で、「新3か年計画」に追加された。「教育」に係る改定の概要を、新たに追加された事項を中心に整理した。

1) 初等中等教育

保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を促進する観点から、市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることを明確にする。

学校選択制を導入していない市町村にあっても、指定された就学校の変更を保護者や児童生徒が希望する場合の要件や手続等について、各市町村において明確にする。

小学校及び中学校の設置基準の明確化に当たっては、私立小学校及び私立中学校の設置促進の観点から適切な要件を定める。また、各都道府県の私立小・中学校設置認可審査基準及び学校法人設立認可審査基準について、その要件の緩和を都道府県に対し促す。

都道府県に置かれている私立学校審議会を開かれたものにするため、構成員・運営などその在り方を検討するとともに、委員名簿や議事概要等の公開を促進する。

初等中等教育の教育内容において、創造力ある人材を育成するための教育、社会性を身につける教育、勤労観・職業観を育む教育機会を充実する。

インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒の大学や高等学校に入学する機会を拡大する。

公立学校において、保護者や地域住民が授業を行う取組みを推進する。

地方公共団体に対し、学校評議員制度の効果的な活用を図るために、学校評議員が学校の評価を行ったり、学校評議員の構成に保護者や地域住民を含めたものを定めて公表するなどその選出方法の明確化を図るなどの工夫を促す。

すべての小中学校において教育目標を作成することを促すとともに、その実現についての自己点検評価を制度化する。

学校の概要や自己点検評価の結果とともに教員の教育方針等の情報発信を促進する。

新たなタイプの公立学校である「コミュニティ・スクール（仮称）」の導入のため、モデル校による実践研究を行い、法制度整備に向けた検討を行う。

2) 高等教育

大学・学部の設置規制の準則化

- ・大学・学部の設置、定員の変更の認可に当たって、学生教官比率、学生校舎面積比率など大学の質の確保のために最低限必要な客観的基準を明らかにする。施設設備や教員組織の基準において不必要なものは廃止し厳選する。

- ・学科については、届出のみで設置、廃止を可能とする。

- ・設置後において、基準を満たさなくなった場合は、文部科学大臣による是正措置等を講ずるとともに、改善されない場合には閉鎖を命ずることができるようにする。

「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」という審査の取扱い方針を見直す。

大学の設置等における校地面積基準、校地の自己所有比率規制を緩和する。

首都圏及び近畿圏の既成市街地等における大学等の新增設を制限する工業（場）等制限法を廃止し、「大学設置に関する審査の取扱い方針」における、工業（場）等制限

区域及び準工業（場）等制限区域についての大学等の設置及び収容定員増に対する抑制的取扱いを廃止する。

すべての大学に、一定期間に一度、継続的な第三者による評価認証を受けてその結果を公表することを義務づける評価認証制度を導入する。評価認証の結果、法令違反等が明らかになった場合には、文部科学大臣により是正措置等を講ずることができるようにする。

大学が廃止される場合の学生の就学機会確保のため、セーフティ・ネットの整備を検討する。

大学組織の活性化のため、事務部門のアウトソーシングを大学の判断でできるようにする。

各大学において、二つ以上の専攻を取得できるようダブルメジャー制度を導入する。

社会人が正規の学生として働きながら学位を取得できるようにパートタイム学生制度を創設する。

各国立大学は、教育研究基盤校費の学内配分について、競争的環境の創出に改善努力を行う。

各大学において、適切に教員評価を実施する。

国立大学を早期に法人化するため、国立大学改革の方向性を定める。

3) 研究開発

大学において、競争的資金により、優れた研究者や博士課程学生を十分に支援できる方策を進める。

国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究等の扱いが国公私の大学で相互に競争的になるように検討する。

産学官連携を進めるため、企業が大学に出す資金に併せて国が資金を出すマッチングファンド方式による共同研究プログラムを創設する。

大学の研究成果の事業化可能性を探る実

証化研究・開発について、企業側の資金拠出とともに、TLOに対し経費の一部を助成する仕組み（マッチングファンド方式）を創設する。

(iv) 「新3か年計画」の再改定

(a) 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」

総合規制改革会議は、平成14年12月、「規制改革の推進に関する第2次答申」を行った。

第2次答申は、「規制改革」について、深刻な不況を打開するために進められている構造改革の重要な柱の一つとして位置づけるとともに、生活者・消費者の多様な選択肢が確保された豊かな経済社会システムの構築と持続可能な経済成長との双方を実現するために「規制改革」を一層推進すべきとした。

今回は特に、株式会社の参入が原則禁止されている4分野（医療、福祉、教育、農業）を「官製市場」と称し、民間参入によるその見直しを強調した。どの事業についても、運営主体の形態による制限を無くし、多様な運営主体による財・サービスの提供が行われることは、消費者の選択の幅を拡大させ、そのコストや質の向上に寄与すると理由付けした。その上で、どの運営主体のものを選択するかは、利用者の判断に委ねることが望ましい、とした。教育分野についても、株式会社の参入のメリット、問題点を検討したうえで、株式会社を含む法人についても学校の設置を認めるよう法改正すべきだと提言した。

初等中等教育については、学習指導要領など全国一律の規制を弾力化する必要があるとした。

(b) 「新3か年計画」の再改定の概要

第2次答申を受けて、「新3か年計画」の再改定が、平成15年3月に閣議決定された。「教育・研究」分野の個別措置事項においては、学校経営への民間参入にからんで「教育主体等」という括りが新たに設けられた。再改定の概要を、新たに追加された事項を中心

に整理した。

1) 教育主体等

株式会社など国・地方公共団体や学校法人以外の民間主体による教育分野への参入について、特に大学院レベルの社会人のための職業実務教育等について、その在り方を検討する。

構造改革特区（第 章参照）における特例措置として認められている学校法人の設立要件としての校地・校舎の自己所有要件の緩和を、全国的な緩和として検討する。

外国語やIT教育の授業において、各学校の判断で外部人材や学外の学習環境の活用を推進する。また、PFI⁽⁸⁾による学校施設運営が可能である範囲を明確化する。

学校法人会計制度において、新しい企業会計基準を取り込むことについて検討する。

国公立の小中高大を始めとする学校全般に対する民間参入を促進する観点から、PFI手法、公設民営方式の活用を推進するとともに、民間委託が可能な範囲の拡大、明確化を図る。

2) 初等中等教育

各都道府県の私立小・中学校の設置認可審査基準等における校舎や運動場の面積基準等の要件見直しを各都道府県に促す。

私立学校審議会構成員への私立学校関係者以外の民間有識者の登用制限規定（私立学校法第10条）の在り方、構成員・運営を含む同審議会の在り方を検討し、所要の措置を講ずる。

創造性豊かな人材の育成を進めるため、各学校段階間の連携等、各学校において、創意工夫に満ちた教育課程の編成や多様な指導が行われることを推進する。

教員の能力に応じた処遇がなされるシステムに転換するよう、各教育委員会に対し新しい教員評価の導入を促進する。又、英語教育を充実する観点から、外国人の優秀な外国語指導助手を正規教員に採用するこ

とを促進する。

小中学校において、外部評価を含む学校評価を促進することを教育委員会等に対し促す。

3) 高等教育

私立大学は、財務状況に限らず、教育環境（教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等）、研究活動、卒業生の進路状況など当該大学に関する情報全般を、インターネットなどによって積極的に提供する。

学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を認可制から届出制に変更する。また、大学院の目的として高度専門職業人養成を明確化し「専門職大学院」を創設する。

大学設置審査の内規において、校舎敷地と運動場とが分かれている場合の両者の距離制限及び校舎敷地の面積基準を廃止する。

大学院大学の校地・校舎面積に関する基準を明確化する。

複数の大学が連合して大学院を設置する場合、教員の兼務を認めるなど設置基準を緩和する。

海外から我が国に進出する大学についても、国内の第三者評価機関が評価できるようにするなど、高等教育の国際的展開に対応した質の保証の在り方を検討する。

民間企業や特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）における起業家講座やインターンシップ等学校外教育を、大学の単位として認定し、人材育成面での産学連携を加速する。

4) 研究開発

国立大学教員の社外取締役との兼業の解禁について検討を行う。

国立大学教員の産学官連携活動のために、勤務時間内兼業を、一定の基準の下で実施できるようにする。

ポスドクター（博士課程を修了した若手研究者）や大学院生が企業からの受託研究

の研究代表者となることなど若手研究者が、産学連携に積極的に参画することを推進する。

国立大学が行う研究開発で、地域の産業の振興に寄与するものに対して、地方公共団体が経費を負担できるようにする。

国立大学が受託研究により取得した特許権・実用新案権を国以外の者へ譲与する場合の文部科学大臣の承認を不要とし、事後通知とする。

大学において行う研究又は教授される知見を基に学生が創業する場合（大学発ベンチャー）に、国立大学の施設を使用できることを明確にする。

現在の規制改革は、この再改定された「新3か年計画」により進められている。

3 「規制改革推進のためのアクションプラン・12の重点検討事項」

総合規制改革会議は、このように、「新3か年計画」による規制改革に積極的に提言し、また後述するように、構造改革特区による規制改革にも積極的に取り組んできたが、それでもなかなか進まない事項もある。そこで、同会議は、「官製市場（医療・福祉・教育・農業など）の民間への全面開放」を中心に、「都市再生」、「労働市場」も含めた分野の規制改革を加速的に推進するため、これらの分野における最重要事項を選定し、「12の重点検討事項」と位置付けた。

同会議は、平成15年2月17日、この「12の重点検討事項」について、「規制改革推進のためのアクションプラン」を策定した。このプランについては、同じ日に経済財政諮問会議の了解も得られた。同プランでは、「12の重点検討事項」について、6月までに集中審議を行い、その成果を答申として取りまとめること、あわせて、遅くとも2年以内にその規制改革を実現する旨の実施時期の目標を設定するものとした。

12の重点検討事項のうち、3つが教育に関わるものである。

株式会社、NPO等による学校経営の解禁

大学・学部・学科の設置等の自由化
幼稚園・保育所の一元化

これらの事項は、後述する、構造改革特区において、例えば、株式会社等の参入が条件付きで解禁されるなど、改革が進みつつある。しかし、それらの措置は、部分的・限定的であって、同会議は、全国的、全面的な移行が重要だとしている。

同会議は、本年7月15日審議結果を答申（「規制改革推進のためのアクションプラン・12の重点検討事項」に関する答申）として取りまとめた。なお、「12の重点検討事項」は、この答申に先立って6月26日の経済財政諮問会議の「経済財政運営と構造改革のための基本方針2003」⁽⁹⁾（以下「基本方針2003」という。）にも取り上げられ、政府決定事項（その内容は答申とは多少内容を異にしている）となった。

この答申の、教育に関わる部分の概要は次の通りである。（参考に「基本方針2003」の決定事項も掲げる。）

株式会社、NPO等による学校経営の解禁

- ・少なくとも構造改革特区において、高等学校のみならず義務教育を含めた学校一般について、公設民営方式（地方公共団体の設置した学校について、これを株式会社・NPOに対し包括的に管理・運営委託させる方式）の導入を直ちに解禁すべきである。
- ・少なくとも構造改革特区において、株式会社等に対する私学助成、優遇税制の適用を容認し、学校法人との関係において、競争条件を同一化すべきである。
- ・株式会社等による学校経営については、少なくとも、義務教育以外の教育分野（大学・大学院や幼稚園など）においては、全国規模で解禁すべきである。
（参考）「基本方針2003」における決定事項
- ・公立学校の民間への包括的な管理・運営委

託について、早急に中央教育審議会で検討を開始する。

- ・特に、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。
- ・株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況について速やかに評価を行い、検討を進める。

大学・学部・学科の設置等の自由化

- ・少なくとも構造改革特区において、「学位・学問分野の変更を伴う学部・学科の設置等」についても、許可制から届出制に移行すべきである。
- ・大学の設置に関する校地面積基準に係る構造改革特区における特例措置の全国拡大を図ることについて、1年以内に結論を得て、直ちに特例措置の全国規模への移行を図る。また、学校法人の校地・校舎の自己所有要件については、平成15年中に結論を得て、直ちに特例措置の全国規模への移行を図る。(参考)「基本方針2003」における決定事項もほぼ同旨

幼稚園・保育所の一元化

- ・幼稚園と保育所の一元化については、職員資格の併有や施設設備の共用を進めるだけでなく、少なくとも構造改革特区においては、両施設に関する行政を一元化し、施設設備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する基準を統一化すべきである。
- ・少なくとも3歳児については、両施設が同等の教育サービスを提供しているのであれば、幼稚園に課されている、株式会社等による設置の禁止を解禁すべきである。
- ・満3歳からとされている幼稚園の入園年齢制限については、緩和を図るべきである。(参考)「基本方針2003」における決定事項
- ・地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする(平成18年度までに検討)。
- ・幼稚園と保育所に関し、職員資格の併有や

施設設備の共用を進める。

4 臨時教育審議会の答申

(1) 教育改革

これまで、政府全体で取り組まれてきた規制緩和の流れを、特に教育に焦点を当てながら概観した。しかし、教育プロパーの課題を議論する中で、規制緩和の問題を取り上げたのが、総理大臣の諮問機関として昭和59年に設置され、昭和60年から62年にかけて4次にわたる答申を行った臨時教育審議会(以下「臨教審」という。)である。

当時戦後40年を経、社会が大きく変化し、教育の量的拡大が進む中、教育上様々な問題が指摘されるに至り、明治の第1の改革、戦後の第2の改革に次ぐ第3の教育改革が主唱された画期的な答申である。審議会では、我が国学校教育の制度、運用の画一性及び教育の自由化が議論されたのである。

その答申は、その後の一連の教育改革や規制改革・緩和に大きな影響を与えている。規制改革・緩和の観点から、答申を振り返ってみる。

まず、教育の現状について、臨教審は、画一的な教育・指導に陥っており、自ら考え判断する能力や創造力の伸長が妨げられ個性のない人間を作り出している、教育行政もまた、画一的、硬直的となっており、教育の活性化を妨げていると分析した。そして受験競争の過熱、いじめ、登校拒否、校内暴力、非行などの状況を教育荒廃と呼んだ。

このような現状認識の上に立ち、臨教審は、現在の教育の在り方に適切な改革を求めて「教育改革」の必要性を説くとともに、今次の教育改革では、我が国の教育の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性、非国際性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自立、自己責任の原則、すなわち「個性重視の原則」を確立すべきと主張した。

更に、教育の画一性、閉鎖性の弊害を打破する上で、教育における選択の機会の拡大は重要

であり、教育行政や制度もまた、柔軟で分権的でなければならず、規制緩和の必要性を強調したのである。

(2) 規制緩和に関わる具体的施策の提言

臨教審は、昭和60年6月に第1次、61年4月に第2次、62年4月に第3次、そして同年8月に第4次の答申を提出して役割を終えた。4次にわたる答申を、規制緩和の観点から内容別に整理してみた。

(i) 初等中等教育

学習指導要領については、学校や地域において、教育課程の編成に多様な創意工夫が発揮できるように、内容の大綱化を図るとともに、選択の幅の拡大、例外の許容に配慮する。

各学校における教育課程の改善に資する研究を行うため、都道府県が教育課程編成の特例を先導的な試みとして承認することを可能とする制度を確立する。

学級編制の基準を弾力化し、市町村教育委員会が、学級規模を工夫したり、あるいは教育・指導の方法や形態（チームティーチング、習熟度別指導等）を工夫できるようにする。

多様な教育の機会を提供するため、6年制中等学校を設置する。

学習者の希望、学習歴、生活環境などに応じて高等学校教育が容易に受けられるよう、単位の累積加算により卒業資格の認定を行う単位制高等学校を設置する。

高校生の外国における修学を国内における履修とみなし得る措置を講ずる。

私立小・中学校の設置を促進する。

社会人の活用を図り、学校教育を活性化するため、都道府県教育委員会で認定できる特別の教員免許状制度を創設する。非常勤講師については、免許状を有していなくても教科の一部領域の授業を担当しうる免許制度上の特例措置を講ずる。

教科書制度の改革

- ・著作者・編集者の創意工夫が生かされるよう、教科書検定基準を重点化・簡素化する。
- ・高等学校教科書の定価については、規制緩和の方向でその認可の在り方を見直す。
- ・教科書の採択について、学校・教員・保護者の意見をもっと反映させる。

高等学校の入学選抜方法・選抜基準の多様化・個性化を推進する。

幼稚園と保育所の相互補完を進めるため、両施設の運用を弾力化する。

学校の管理・運営に地域・保護者の意見を反映させる。

子どもに適した教育を受けさせたいという親（保護者）の希望を生かすため、学校選択の機会を漸進的に拡大する。当面、通学区域に関し、調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申立ての仕組みの整備など、多様な方法を工夫する。

将来、学校教育において秋季入学制へ移行すべく、関連する諸条件の整備に努める。

(ii) 高等教育

大学の教育研究組織については、従来の学部、学科、課程、講座等にとらわれない、個性的な設計を可能とする弾力的な措置を考慮する。

編入学、転学・転学部を拡大するため、各年次ごとの編入学定員枠を設ける。

パートタイム・スチューデントに十分な配慮を払い、大学を社会に開放する。

大学教育の内容を改革し、諸制度を柔軟化、開放化するため、大学設置基準を大綱化、簡素化する。

単位累積加算制度の導入を検討する。

修業年限3年以上の高等専修学校の卒業者に大学入学資格を付与する。

大学院修士課程について、専門分野によっては修業年限の標準を1年とする。博士課程については、専門分野の特性を考慮しつ

つ、3年とすることを検討する。

優れた学生について、学部3年修了時での大学院進学を認める措置を考慮する。

大学の評価を行い、大学の情報を広く国の内外に公開する。

産・官・学における人、情報、物の相互交流を活性化する。

国・公立大学について、大学の自主・自立体制の確立、教育・研究の柔軟・活発な運営のため、行財政的規制の大幅な緩和、弾力化が必要である。

国・公立大学の設置形態の在り方について、調査研究を進める。

(iii) 教育行財政

教育行政が画一的、硬直的になっている。身近な行政主体である地方公共団体が地域の特性、住民の意思を踏まえ、自主的判断と責任において教育行政を推進していくことが望ましい。この観点から、許認可、基準、助成、指導・助言の在り方を見直し、大胆な規制緩和を進める。また、地方分権を進める。

教育に関する国と地方の費用負担の在り方という面から、義務教育費国庫負担制度の見直しを行う必要がある。

教育の活性化、合理化の観点から、民間活力の導入を図る。そのために、学校の設置、管理・運営に関する規制の緩和を図る。

これらの政策提言は、その後の、文部省の大学改革、教育改革に相当程度生かされただけでなく、本章前節までにみたように、規制改革関係の諸答申、計画にも反映されている。

教育分野における構造改革特別区域制度

1 構造改革特別区域法の成立

総合規制改革会議は、平成14年7月、中間とりまとめを行ったが、その中で、規制改革のスピードアップのため、これまでのような全国一

律の実施にこだわらず、特定地域に限定して、その特性に注目した規制改革を実施することにより、全国的な規制改革につなげ、経済の活性化を図ることを目的とした「規制改革特区」制度を提言した。また、同時期（同年6月）経済財政諮問会議の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」⁽¹⁰⁾（いわゆる「骨太の答申第2弾」）も、進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を尊重する形で進めるため、「構造改革特区」の導入を提言した。そして、その進め方として、総合規制改革会議の意見を聴きつつ、地方公共団体等の具体的提案を踏まえて制度改革の内容を具体化すると述べた。この「骨太の答申第2弾」は閣議決定され、「構造改革特区」の導入が決まった（同年6月25日）。7月には内閣総理大臣を本部長とする構造改革特区推進本部が設置された。

政府の構造改革特区推進室は、構造改革特区において、具体的にどのような規制の特例措置を設けるべきかについて、同年8月末まで、地方公共団体や民間事業者から1回目のアイデア募集を行った。この募集に寄せられた特区提案は、全体で426件の提案（その中での規制改革要望は約900項目）にのぼった。

これらの特例要望事項について、関係省庁と特区推進室との間の協議を経て、推進本部は、特区において実施することができる規制の特例措置約90項目、特区に限定するのではなく、全国において実施する規制改革事項（実施時期及び内容が明示されているもの）約110項目を定めた「構造改革特区推進のためのプログラム」を決定した（10月11日）。なお、約900項目のうち、「現行制度で対応可能」とされたものも、約310項目に上った。

更に、このプログラムにおいては、地方公共団体等から出された規制改革要望のうち今回盛り込まれなかった規制については引き続き検討を行うとともに、平成15年1月15日を期限とする第2次提案を募集することも決められた。また、特区制度の骨格を定め、「特区法案」の制

定を図ることが決められた。

上述の「構造改革特区推進のためのプログラム」において定められた教育に関わる項目は、次の通りである。

< 特区において実施することができる特例措置 >

国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認（技術移転事業者、研究成果活用企業）

特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和

「構造改革特区研究開発学校制度」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化

不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置による、教育課程の弾力化
他の高等学校や中等教育学校の後期課程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限の緩和

引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、IT等を活用した学習活動の可能性

幼稚園入園年齢制限の満2歳への引下げ
幼稚園と保育所を一体的に運用する場合において、幼稚園児と保育所児とに対し、一緒に教育・保育活動を行うこと

市町村の申出に基づく教員免許状授与手続きの簡素化

市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化

大学設置の際の校地面積基準の緩和

大学院の校地・校舎面積基準の緩和

国立大学等の試験研究施設を民間企業が廉価使用する場合の対象範囲の拡大及び要件緩和

< 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項 >

国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準の明確化

インターナショナルスクール卒業者の高等学校入学機会及び大学入学機会の拡大

大学において、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、認可制から届出制に変更

私立学校設置時の、学校法人の資産要件の緩和

大学設置基準の緩和（校地面積基準の緩和、校地の自己所有要件の緩和）

大学院の校地・校舎面積基準の明確化

大学の施設の新設や収容定員増を抑制する方針の撤廃

複数の大学が連合して大学院を設置する場合の基準の緩和

国が取得した特許権等の譲与手続の簡素化

国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大

このプログラムを具体的に制度化するものとして、「構造改革特別区域法案」が、平成14年秋の臨時国会に提出され、12月に成立した（以下この法律を「特区法」という。）。

「特区法」では、政府は基本方針を定めると、地方公共団体は特区計画を作成・申請し、内閣総理大臣がその認定を行うこと、規制の特例措置の適用、特区推進本部の設置など、特区制度の骨格を定めた。加えて、先のプログラムに定められた、特区において実施される特例措置のうち、法律改正の必要のあるものについて、この法律により、関係法律の特例が定められた。

教育関係では、幼稚園入園年齢引下げのための学校教育法の特例、市町村教育委員会による市町村費負担教職員任用のための市町村立学校職員給与負担法の特例、研究交流促進法の特例が定められた。

「特区法」に基づき、平成15年1月24日、先のプログラムや「特区法」に規定された特例措置を盛り込んだ特区基本方針が閣議決定により定められた。教育関係では、15事項の特例措置が盛り込まれた。これにより、次のような特区

を設けることが可能となった。

市町村が自らの判断で社会人などを教員に採用すること、数学や理科などの授業を英語で実施すること、あるいは小中高一貫教育など多様な教育カリキュラムを認める特区

不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置とそれに適した教育カリキュラムの編成を認める特区

幼稚園と保育所の一体的運用を促進する特区

また、特区基本方針には、今後定期的に地方公共団体、民間事業者等から提案を受け付けて特例措置を追加していくことや、特区において実施される規制の特例措置については、一定期間後に評価を行うことが定められている。

2 構造改革特別区域法の改正

第1次募集等において、地方公共団体や民間からの規制改革の要望もありながら、関係各省等との協議が整わず、今回の特区法及び基本方針の対象とならなかった事項も多い。そのうち、残された課題として総合規制改革会議が指摘したもの（「規制改革の推進に関する第2次答申」）は、教育関係で次の通りである。同会議は、早急に特区制度の対象とすることを求めた。

株式会社等による学校経営の解禁

大学・学部・学科の設置等の完全自由化（認可制から届出制への転換）

国立大学の教員への裁量労働制の適用

小中高一貫教育など、教育課程・教科設定・学習指導要領の弾力化（「構造改革特区研究開発学校制度」の運用が、必要以上に厳格にならないようにする）

国公立大学の部局等管理職への外国人の任用の解禁

公立学校と私立学校との間において、生徒の負担の平等を確保するための教育切符制の導入

幼稚園・保育所の一元化（資格試験の統合、

設置基準の統一《保育所にのみに義務付けられた調理室設置義務の廃止等》など）

これらの課題に関しては、平成15年1月15日までに締め切られた第2次募集においてもかなりの提案があった。特に、官製市場に対する民間企業の参入、幼稚園・保育所の一元化については、要望も強く、構造改革特別区域推進本部と文部科学省など関係省庁との協議がなされた。その結果、地方公共団体が、特区において、地域産業を担う人材の育成その他特別のニーズがあると認める場合には、株式会社による学校設置を認めること、また、不登校児童生徒等を対象に特別の需要に応ずるための教育を行う場合には、特定非営利活動法人（NPO）による学校設置を認めること、幼・保の一元化に関しては、市町村長は、保育の実施を当該市町村の教育委員会に委任することができること、などを内容とする構造改革特区法の改正案がまとめられ、第155回国会に提出された。前二者は、学校教育法の特例であり、後者は児童福祉法の特例である。本年5月30日改正法は成立した。

ここに初めて、学校設置者として、国、地方公共団体、学校法人以外の、民間団体が認められた。教育分野における官製市場への民間参入である。

3 第1次構造改革特別区域計画の認定

平成15年4月1日に特区法が完全施行されたことに伴い、4月1日から構造改革特別区域計画（いわゆる「特区計画」）の第1次の申請が始まった。第1次の申請では、111の地方公共団体から129件の計画認定の申請があったが、政府は、4月17日に、第1弾として、9分野57件を認定⁽¹¹⁾し、5月20日に、第2弾⁽¹²⁾として60件、合計117件を認定した。そのうち、教育関連は17特区、幼保一体化推進・3歳未満児幼稚園入園関連は6特区である。その内容をおおまかに分類すれば次のようになる。

<教育関連>

小学校における英語教育の実施など教育課

程の弾力化による多様なカリキュラム編成を行う特区

- 会津若松市（福島県）会津若松市IT特区
- 太田市（群馬県）太田外国語教育特区
- 狭山市（埼玉県）外国語早期教育推進特区
- 戸田市（埼玉県）国際理解教育推進特区
- 新座市（埼玉県）国際化教育特区
- 成田市（千葉県）国際教育推進特区
- 荒川区（東京都）国際都市「あらかわ」の形成特区
- 長浜市（滋賀県）ホスピタリティ都市構想特区

少人数学級編制等のため市町村負担による独自の教員任用を行う特区

- 清水町（北海道）文化のまちの心の教育特区
- 大桑村（長野県）切磋琢磨とこまやか学習特区
- 京都市（京都府）京の人づくり特区
- 三次市（広島県）教育都市みよし特区
- 海部町（徳島県）海部町ふるさと教員制度特区

IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業を行う特区

- 会津若松市（福島県）会津若松市IT特区
- 多治見市（岐阜県）キキョウ学習特区
- 可児市（岐阜県）IT等を活用した学校復帰支援特区

不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業を行う特区

- 八王子市（東京都）不登校児童・生徒のための体験型学校特区

高等学校において、技能審査の成果の単位認定、ボランティア活動等の単位認定を活用した増加単位認定事業を行う特区

- 宮城県 みやぎ教育特区

< 幼保一体化推進・3歳未満児幼稚園入園関連 >

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業を行う特区

- 六合村（群馬県）幼保一体化特区

3歳未満児の幼稚園入園事業を行う特区

- 一関市（岩手県）幼稚園早期入園特区
- 北本市（埼玉県）幼児教育特区
- 富士吉田市（山梨県）幼稚園入園事業特区
- 長野県 満3歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区
- 防府市（山口県）防府市内幼稚園入園年齢制限の緩和特区

公募による委員を含めた評価委員会（委員長 八代尚宏日本経済研究センター理事長）が9月に発足した。また、第2次の特区計画の申請が7月に行われ、8月22日、第2次の認定⁽¹³⁾が行われた。認定計画数は、47件であり、そのうち教育分野は16件であった。特区において実施すべき規制改革要望についての提案は、本年度、6月に1回目が実施され、11月に2回目が行われる予定である。

このようにして、今後、特区制度における規制改革事項は、追加されていくであろう。また、特区制度における提案を通じて、全国的に適用される規制改革事項も増加していくものと予想される。

今後の規制改革上の主な課題

1 規制改革の流れのまとめ

第 章、第 章では、教育分野においてこれまでどのような規制改革・緩和が行われてきたかを、おおよそ時系列的にみてきた。これまでの流れを簡単にまとめてみる。

規制緩和の動きが始まったのは、昭和40年頃からである。当初は、行政事務の簡素合理化、国民の事務処理負担の軽減という狙いで、許認可等の規制を整理、合理化するということであった。

昭和50年代後半、第2次臨調、第1次、第2次行革審において、規制緩和の目的として、民間活力の活用、経済構造調整という観点が加わり、市場原理を基本として産

業構造の転換、国際経済社会における市場アクセスの改善など、経済的観点が重視されるようになった。この時も、教育が正面から取り上げられることはなかった。

昭和59～62年にかけて、政府の規制緩和の取組みとは別個に、臨教審が、教育上の観点から、受験競争の過熱、いじめ、登校拒否、校内暴力といった「教育荒廃」を指摘した上で、第3の教育改革の必要性を主張した。我が国の教育・教育行政の画一性、硬直性、閉鎖性、非国際性を打破して、個性の尊重、自由・自主、自己責任の原則を打出すものであった。そのための一環として、教育行政や制度の規制緩和の必要性が強調された。

臨教審の4次にわたる答申は、その後の教育行政にも反映され、また、規制改革の取組みにも大きな影響を与えた。

平成7年度以降は、規制改革に関し3か年計画が切れ目なく策定され、これに基づいて規制改革が進められた。いずれの3か年計画も、策定後毎年改定されて内容が深化していった。

最初の「規制緩和推進計画」（平成7年策定）において、教育に関わる具体的な規制緩和措置が、「その他の分野」で取り上げられた。平成9年の再改定では、教育においては、日本人の創造性・個性や活力の発揮、自由な選択を過度に制限してはいないか、という問題意識から、教育分野の規制を見直す必要性が指摘され、教育分野が、独立した分野として取り扱われるようになった。「規制緩和推進3か年計画」（平成10年）以後、教育分野のウェイトはますます増大している。計画では、「経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限」という原則が示された。

平成13年度から始まる「規制改革推進3か年計画」において、教育を含めた社会的分野の改革の遅れが強く指摘され、これ以

降、教育分野の規制改革が、精力的に取り組みられることになった。その改定では、教育は、重点6分野の一つとされた。

構造改革特区や「規制改革推進のためのアクションプラン・12の重点検討事項」（平成15年）においても、教育分野の占める比重は大きい。

規制改革事項は、当初、経済的事項が多かった。教育分野が取り上げられる場合でも、個別的、断片的なものが多かった。その後、規制改革は、単に経済的側面からだけでなく、多様で充実した国民生活、社会の活性化という観点が強調されるようになった。その結果、今日では、規制改革事項は、広範多岐にわたるようになり、教育の活性化、教育行政の在り方の根幹に関わる事柄も数多く指摘されるようになってきた。

2 今後の主な課題

以上述べてきた規制改革の提言は、これまで、何らかの形で、政策として実現されてきたものが多い。しかし、最新の「規制改革推進3か年計画」や「アクションプラン・12の重点検討事項」、構造改革特区における提案、地方分権改革推進会議などでの提言の中には、これから検討・解決されるべき課題も含まれている。今後の主な課題を概観する。

(1) 幼稚園と保育所の一体的運営・一元化

幼稚園と保育所の連携または一元化を求める声はかねてからある。臨教審においても、その相互補完を進めるため両施設の運用の弾力化を提言している（昭和62年第3次答申）。平成8年地方分権推進委員会の第1次勧告においては、両施設の共用化等弾力的な運用の確立を求めた。これを受け、文部省及び厚生省（当時）は、連名で、平成10年3月、両施設の共用化を促進するよう各都道府県知事、教育委員会等に通知⁽¹⁴⁾を発出した。自治体において幼稚園と保育所の共用施設は増加しており⁽¹⁵⁾、また、幼稚園に

おける預かり保育も進んでいる⁽¹⁶⁾。

幼稚園は就学前の幼児教育機関、保育所は保育に欠ける児童のための福祉施設であり、両者は性格を異にしている。しかし今日、働く母親の増加などにより、保育所への待機児童が多く見られる状況のなか、幼稚園における預かり保育の充実が求められる一方、保育所においては質の高い保育を求めるニーズもある。総合規制改革会議第2次答申（平成14年12月）は、就学前の児童については、幼稚園、保育所のそれぞれの役割が近似してきていると述べている。

このような状況の下で、同会議は、幼稚園と保育所の一体的運営の推進を提言し（第2次答申）、地方分権改革推進会議は、「事務・事業の在り方に関する意見」（平成14年10月）において、更に踏み込んで、「施設としての幼稚園と保育所、制度としての幼稚園教育と保育は、それぞれの地域の判断で一元化できるような方向で今後見直していくべきである」と提言した。

幼稚園と保育所の一体的運営、一元化のために検討すべき課題として次の点が考えられる⁽¹⁷⁾。

幼稚園は、幼稚園教育要領（平成10年12月文部省告示）に基づき就学前教育を行い、保育所は、保育指針（平成11年10月厚生省児童家庭局長通知）に基づき保育に欠ける児童を保育するものであるが、両者の性格を調整する必要がある。

保育所には株式会社による設置が既に認められているが、幼稚園は、国・地方公共団体のほか原則として学校法人でなければ設置・運営ができない。これを調整する必要がある。

幼稚園教諭・保育士の資格を調整する必要がある。

児童福祉施設最低基準により保育所には調理施設を必ず設置することとされている。「事務・事業の在り方に関する意見」は、その必置義務の必要性に疑問を投げかけているが、この取扱いを検討する必要がある。保育所には、運営費に対して国庫負担金が

支出されているが、この取扱いをどうするか。

幼稚園行政・保育所行政に関して、国又は地方公共団体において、関係当局（国においては文部科学省及び厚生労働省）の連携又はその一元的処理の在り方を検討する必要がある。

また、アクションプランに提言されている、就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設については、上記のような課題をどのように処理しながら検討が進められるのか、注目される。

(2) 学校設置・経営主体への民間参入

学校教育法第2条では、学校の設置主体を国、地方公共団体及び学校法人に限定しているが、総合規制改革会議は、その中間取りまとめ（平成14年7月）及び第2次答申（同年12月）において、学校経営への株式会社の参入を認めるべきことを提言した。運営主体の制限を行うなど公的関与の強い市場及び公共サービス分野（いわゆる「官製市場」、これには教育分野を含む。）に、できる限り民間事業者の参入を認めることにより、消費者の多様なニーズに対応した良質で安価なサービスを提供することが可能となるという考え方である。

学校運営への民間参入の形としては、株式会社等が学校を設置し、管理運営する場合と、地方公共団体が学校を設置し、これを株式会社等に包括的に管理運営を委託する、いわゆる「公設民営方式」がある。

第2次答申を受けた「新3か年計画」（再改定）では、社会人のための職業実務教育（大学院レベル）分野で、株式会社など学校法人以外の民間主体による参入の在り方について平成15年度中に結論を出すべきことが盛り込まれた。また、前述したように、今般の構造改革特区法の改正において、特区では、地域産業を担う人材育成の必要性その他特別のニーズがあると認める場合には、株式会社による学校設置を認め

ること、また、不登校児童生徒等を対象に特別の需要に応ずるための教育を行う場合には、特定非営利活動法人(NPO)による学校設置を認めること、が規定された。

このように、民間主体による教育分野への参入について道が開かれつつあるが、公立学校の管理・運営を民間へ包括的に委託すること、及び特区に限らない一般的な形での、株式会社等による学校設置・経営については、今後の課題として残されている。検討課題として、次の諸点が考えられる。

株式会社等による学校経営の、教育上のメリット・デメリットを検討する必要がある。学校経営の安定性、継続性は維持されるか、経営が行き詰まった時、在学している児童生徒の就学機会の確保をどうするか。

株式会社等に公的助成を行うとした場合に、公の支配に属しない教育の事業に対し、公金の支出を制限している憲法第89条の規定との関係で問題はないか。

公立学校の管理運営を第三者に包括的に委託することは、学校設置者としての責任放棄であるとの主張については、どのように考えればよいか。

総合規制改革会議の第2次答申では、教育分野における株式会社の参入に関して、そのメリット、問題点を指摘し、問題点に対しては自ら反論を述べている。それによれば、メリットとしては、資金調達が多様化、教育サービスの充実・向上、学生ニーズに直結した効率的な経営をあげる。問題点としては、教育への再投資の確保が株式会社では不可能なこと、株主の意向による教育内容等の安易な変更の危険性、また、安定性・継続性が確保できない危険性をあげる。問題点に対する反論では、利益剰余金の扱いについては学校法人与株式会社の間に差異はないとし、教育内容等の安易な変更については、顧客である学生をないがしろにした教育サービスの提供は考えられないと答える。安定性・継続性については、学校法人についても同様であ

り、セーフティ・ネットを講ずればよいとする。

また、公設民営化について、構造改革特区推進室は、保育所、特養ホームなどは既に公設民営が認められているところであり、学校だからといって設置者の「責任放棄」になるとは言えないのではないかと、要するに、経営委託の条件、評価、指導など、委託の方法によるのではないかと反論を述べている⁽¹⁸⁾。

憲法第89条の規定の解釈に関しては、現行の私学助成について、文部科学省は、「学校法人の設置する私立学校において行われる教育事業が、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法による『諸規制』を総合的に判断すれば、憲法第89条にいう『公の支配』に属している、という見解に基づき、学校法人に対し私学助成を交付している」と説明する⁽¹⁹⁾。これに対し、総合規制改革会議は、「第89条後段の立法趣旨は、政教分離の補完が目的であり、教育等の事業への宗教的信念の浸透を防止するために必要な『公の支配』が成立する限り、財政援助を行うことは可能と考えられる」と解している(「中間まとめ」平成14年7月)。いずれにしても、憲法第89条の解釈の問題は、株式会社等の学校設置・経営を検討する場合の論点の一つであろう⁽²⁰⁾。

文部科学省中央教育審議会においては、目下、株式会社等による学校設置、公立学校の民間委託、地域が学校運営などに参画するいわゆる「コミュニティ・スクール」の導入などの指摘があることも含めて、新しい時代にふさわしい学校の管理運営の在り方について審議がなされており、その成り行きが注目される。なお最近、文部科学省は、構造改革特区において、幼稚園と高等学校について「公設民営方式」を認める方向に転じた、と報道された⁽²¹⁾。

(3) 学校選択の弾力化

学校選択の弾力化に関する議論は、臨教審第3次答申(昭和62年)に見られる。すなわち、同答申は、就学すべき学校の指定が機械的、硬直的となり、児童生徒・保護者の選択の機会に

対する配慮に欠け、このことが、学校教育の画一性、硬直性、閉鎖性と子どもの自主的精神・個性の伸長を妨げている一因とした。その上で、学校選択の機会を漸進的に拡大していくため、当面、調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫すべきだと指摘した。

規制改革の角度からは、行政改革委員会第2次意見（平成8年12月）で取り上げられた。特色ある学校作りを進めるため、学校選択を弾力化すれば、各学校は、教育を受ける側が何を求めているかを重視して、個性ある教育課程を編成していく必要があり、選ぶ側にとっては、責任感を生じさせ、不登校の問題の解決にも寄与するとした⁽²²⁾。この意見を踏まえ、「規制緩和推進計画」の再改定（平成9年3月）では、就学すべき公立小・中学校の指定やその変更にあたっての学校選択の弾力化の徹底が掲げられた。

文部省は、この第2次意見を受け、平成9年1月、「通学区域制度の弾力的運用について」初等中等教育局長通知⁽²³⁾を出した。その内容は、この制度の運用にあたって、各市町村教育委員会は、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと、指定された学校の変更及び区域外就学については、保護者の申し立てにより、市町村教育委員会がこれを認めることなどである。

更に、「新3か年計画」（平成13年3月）は、公立小中学校の通学区域の弾力化に加えて、公立高等学校の通学区域の弾力化を求めた。すなわち、公立高等学校の通学区域を設定することを規定している「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を見直し、その設定を高等学校の設置者である都道府県の自主的な判断に委ねることとした。同法改正案は、平成13年成立⁽²⁴⁾し、平成14年1月に施行された。

これに対して、学校選択の自由化については、学校間に格差をつくり出すのではないかと、また、多くの子ども・親は各学校の特色や理念を理解

して学校を選択するというよりは、荒れているとか、いじめがあるとかなどのマイナスのイメージで忌避する場合の方が多く、このような噂がたてば志望者は激減し、ついには廃校を余儀なくされる場合もあろうという不安、選択された学校の内部では逆に「均質化」が進むのではないかとといった指摘もある⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾。

こうしてみると、今後学校選択の弾力化が進められていく時に、次のような点について見守っていく必要がある⁽²⁷⁾。

学校選択の弾力化は、特色ある学校作りがその背景になければならない⁽²⁸⁾が、どのような特色が作られていくのか。そのためには、教育課程の弾力的な編成や校長のリーダーシップ、教員の異動に対する校長の意見の反映などの課題とも関わってくるのではないかと。

弾力化に伴う問題点として、特定の学校への児童生徒の集中や競争の激化、学校間の序列化、保護者間の不平等感の広がり、学校と地域社会との結び付きの弱まりなどが指摘されている⁽²⁹⁾。このような問題を引き起こさないで弾力化を進める必要がある。

(4) 教育課程編成の弾力化

教育課程編成の弾力化は、単なる規制緩和というだけでなく、教育の根幹にかかわる事柄である。学校の選択、特色ある学校作りにもかかわる。

臨教審第2次答申（昭和61年4月）は、教育の実際の方が活性化し、個性重視の教育が行われるために、教育課程の基準である学習指導要領について、各学校や各地域における教育課程の編成に多様な創意工夫が発揮できるよう、内容の大綱化、重点の明確化を図ることを求めた。教育課程編成の弾力化を求めるものであった。

政府の地方分権推進委員会は、平成8年12月の第1次勧告において、「地域の実態を踏まえ、特色ある学校づくりを推進する観点から、教育課程の基準の大綱化や弾力化を図る」と提言し

ている。文部大臣の諮問機関である教育課程審議会もまた、平成10年7月の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」で、児童生徒の実態、地域の実状を踏まえて、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが重要であるとして、教育課程の基準の大綱化・弾力化を打出した。

規制改革の面では、行政改革委員会第2次意見（平成8年12月）が、教育内容の多様化を通じての特色ある学校作りを提言し、これを受け再改定された「規制緩和推進計画」（平成9年3月）は、「カリキュラム編成の弾力化」と題して、完全学校5日制の下で、教育内容の厳選を行うとともに、選択学習の幅の拡大等を行い、各学校が創意工夫を一層発揮できるようにすることを盛り込んだ。

その後、子どもの学力低下の指摘が高まる中、「新3か年計画」（平成13年3月）は、これまで比較的厳格な基準と受け止められていた学習指導要領は、教育課程編成上の最低基準であり、各学校における弾力的な取扱いを排除するものではないという理解に立ち、このことについて、教育現場や社会一般の理解を得る方策を検討することを求めた。文部科学省は、平成14年1月に発表した「学びのすすめ」⁽³⁰⁾ のアピールで、この趣旨を明らかにした。すなわち、学習指導要領の内容を十分理解している児童生徒に対しては、学習指導要領の内容に止まらず、発展的な学習に取組ませ、更に力を伸ばしていくことが求められると説明した。

また、構造改革特区においては、「構造改革特区研究開発学校制度」が創設され、小中高一貫教育や学習指導要領によらない多様なカリキュラム編成を行うことが可能となった（群馬県太田市「太田外国語教育特区」など第 章参照）。

文部科学省では、このような教育課程の弾力化をめぐる最近の動きをふまえ、平成15年5月、中央教育審議会に対して、「今後の初等中等教育改革の推進方策について」諮問していたが⁽³¹⁾、

10月7日の答申⁽³²⁾ では、学習指導要領の基準性の趣旨について、明示されている共通に指導すべき内容を確実に指導した上で、子どもの実態を踏まえ、明示されていない内容を加えて指導することも可能ということであり、その趣旨を明確に示すため、学習指導要領の総則の記述を見直す必要があること、また、学習指導要領の中で、「～は扱わないものとする」といった取り扱う内容の範囲や程度を限定する、いわゆる「歯止め規定」にかかる記述についても見直す必要があることを提言した。

このように、教育の活性化、また、一人一人の子どもの個性・状況に適合した教育を行うために、地方公共団体・学校が教育課程の編成について柔軟に主体的な判断を行うことができるようにすることは、大きな方向である。その際の課題としては、次のようなことが指摘される。

教育課程の基準である学習指導要領をどのように大綱化すればよいのか、特に、学力低下との関連でどのように考えればよいのか⁽³³⁾。

子どもの受ける教育内容・程度が、地域により、学校により、差異が生じることが、学校を序列化するのではなく、地域・学校の多様性として、国民に受容されるものでなければならないのではなからうか。

各学校や教育委員会では学習内容の上限をどのように設定するかが課題となろう⁽³⁴⁾。入試において、学習指導要領に示されていない内容と出題範囲との関係が不明確になるのではないかという懸念が学校現場にみられるという⁽³⁵⁾。このことにも配慮する必要がある。

(5) 学級編制・教職員配置の弾力化

学級編制・教職員配置に関して、臨時教育審議会は、その第2次答申（昭和62年）において、学校教員に社会人の活用を図ることのほか、学級編制の基準を弾力化し、市町村教育委員会が、自らの判断で、学級規模を工夫したり、あるいは

は教育・指導の方法や形態（チームティーチング、習熟度別指導、補充指導等）を工夫できるようにすることを提言した。

社会人の学校教員への登用促進については、その後、特別非常勤講師制度及び特別免許状制度が創設された⁽³⁶⁾。更に「規制緩和推進計画」の再改定（平成9年3月）及び「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月）で、特別非常勤講師及び特別免許状について、小学校における対象教科を音楽、図画工作、家庭、体育以外の教科にも拡大することが定められ、実現をみた⁽³⁷⁾。

学級編制と教職員配置の弾力化については、行政改革推進本部規制改革委員会が、平成12年12月に示した見解の中で、各学校がその個性化や多様化を推進するための少人数教育を実施し、また、小学校における専科指導を充実させるため、各学校における学級編制や教職員配置を、教育委員会の判断により一層弾力的に行うことができるようにすべきであると指摘した。このことは「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月）のなかに盛り込まれた。

この流れの中で、平成13年、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）等の改正が行われたことにより、都道府県の教育委員会は、小・中学校について、児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、国が定める学級編制の標準（40人）を下回って、1学級の児童・生徒数を学級編制の基準として設定することができるようになった。高等学校については、設置者である都道府県又は市町村の教育委員会が、当該地方公共団体における生徒の実態を考慮して特に必要がある場合には、国が定める学級編制の標準（40人）によらずに学級編制を実施することが可能となった。

なお、「標準法」により、市町村教育委員会が、都道府県教育委員会が定める基準に従い、あらかじめ都道府県教育委員会の認可を受けて（第5条）、各学校ごとの学級編制を行わなければならないこととなっていたが、「地方分権

推進計画」（平成10年5月 閣議決定）は、地方分権の推進という観点から、この「認可」を「同意を要する事前協議」とするよう求めている。これについては、平成11年7月、いわゆる地方分権一括法の成立により、「標準法」第5条が改正され、その趣旨が実現している。

また、構造改革特区においては、市町村から、市町村教育委員会により教職員の任用ができるようにして欲しいとの要望が強かったことを踏まえて、「特区法」では、「市町村立学校職員給与負担法」の特例が措置された。すなわち、構造改革特区においては、市町村教育委員会は、産業を担う人材の育成、国際理解の促進などのため、自らの判断で、社会人などの教員を、市町村の経費負担のもと、当該市町村立の小・中学校等に任用できることとなった（北海道清水町「文化のまちの心の教育特区」市町村費負担教職員任用事業）」など、第 章参照）。

今後の課題としては、次の点が考えられる。

市町村費による常勤の教職員配置

前述のように、構造改革特区においては、市町村の経費負担において都道府県の定める定数を越える常勤の教職員の配置が認められているが、一般的には現在、それは認められていない。特区における経験が評価を得られた場合には、全国化していくのかどうか、が一つの課題である。なお、地方分権改革推進会議は、「事務・事業の在り方に関する意見」（平成14年10月）において、市町村の権限と責任を拡大する観点から、市町村費により都道府県の定める定数を越えて教職員を配置できるよう検討することを提言している。

義務教育費国庫負担制度の見直し

中央集権型のキャッチアップ思想から、地方の自己決定・自己責任に基づく知恵と工夫の地域間競争への転換を求める地方分権改革推進会議は、「事務・事業の在り方に関する中間報告」（平成14年6月）において、教育・文化の分野における今後の分権改革について、「地域の教育力」を十全に発揮できるようにす

べきだとした。国の強い関与による全国一律性が、教育現場における行き詰まりの一因とみて国の関与の見直しが必要としたのである。

その一つが、標準法の規定による義務教育に関する学級編制基準制度と、市町村立小中学校の教職員の給与費等の国庫負担制度とが、市町村立小中学校の学級編制を事実上規定していることだとした。そこで、義務教育費国庫負担制度の見直しを検討するよう提言した。

同会議の「事務・事業の在り方に関する意見」では、現行の義務教育費国庫負担金は、実際に支払われた教職員の給与の半額を国が負担するものであるため、教員配置等に関する地方の工夫・裁量の余地を減じ、また職員給与を仮に縮減しても、国庫負担金が減ることになり、工夫による縮減分をそのまま他の義務教育経費に振り向けられるものではないとし、そこで、地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする定額化・交付金化に向けた検討を行い、全額の一般財源化について検討を行うことを提言した。

さらに同会議は、本年5月の「『事務・事業の在り方に関する意見』のフォローアップ結果」において、検討の例として、当面、現行の標準定数等によって計算される国庫負担金額を地方に交付し、その範囲内であれば、実際の定数や給与水準を地方の裁量で決め得るとするような定額化、交付金化を行った上で、次の段階として、より客観的な基準による制度への移行を図るとの構想もあり得ようという意見を提出している。

なお、国立大学法人法が本年7月に成立したことにより、国立大学の附属学校の教職員は国家公務員でなくなった。これに伴い、これまで、公立学校の教員の給与は国立学校の教員の給与を基準として定めるものとされていた、いわゆる国立学校準拠制は廃止された⁽³⁸⁾。

この義務教育費国庫負担制度の見直しは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月）で示された、国庫補助負担金、地方交付税、税源委譲を含む税源配分の在り方を三位一体で検討することとも密接に関連する。

このような動きを踏まえ、文部科学省も、平成15年5月15日、中央教育審議会に対して、国と地方との適切な役割分担、費用分担の観点から、義務教育費国庫負担制度の意義役割を踏まえつつ、義務教育費に係る経費負担の在り方について検討するよう諮問した。

学級編制の弾力化、教職員配置の弾力化の観点から、中教審及び地方分権改革推進会議等の審議が注目される。

(6) 構造改革特区における規制の特例措置の全国的な実施

構造改革特区において講じられた規制の特例措置は、本来、一定期間経過後に評価を行うことによって全国的な規制改革につなげていこうというものである⁽³⁹⁾。評価は、規制の特例措置の今後の在り方、すなわち、地域を限定することなく全国において実施するか、引き続き地域に限定して適用するか、あるいは廃止または是正するか判断を行う。その判断は最終的には構造改革特別区域推進本部で行うが、判断のための意見を、評価委員会が本部長（内閣総理大臣）に提出することになっている。この意味で、評価委員会の役割は大きい。

第 章でみた、特区における教育分野の規制の特例措置が一定期間後にどのような評価を受け、どういう扱いになっていくのか、特に全国的な実施となるのかどうか、重要な課題である。

おわりに

規制改革は、行政全体を通じて行われる行政改革の一環であるが、教育分野の規制改革を考える場合に留意する必要があると思われる点を、

最後に若干付言しておきたい。

規制改革は当初、経済的観点重視されてきたが、教育分野の規制改革を考えるときには、当然のことながら、教育上の視点を看過してはならない。ある具体的規制改革措置を講ずるとき、それがどのような教育上の効果をもたらし、どんな問題点を生ぜしめるのか、またその対策はどうするのか、など検討する必要がある。

次に、自主性と自己責任の原則である。

規制改革により、地方公共団体の政策判断の範囲が広がり、あるいは住民の選択が可能となってくる時には、一方で、その自己責任が求められることになる。かつて臨教審も、「自由は重い自己責任を伴う。選択の自由の増大する社会に生きる人間は、自由を享受すると同時に、責任の増大に耐え得る能力を身につけなければならない」、教育行政についても、「地域の特性、地域住民の意思を踏まえ、自主的判断と責任において推進していくことが望ましい」と説いている。平成9年の行政改革委員会「最終意見」もまた、国民に対して、規制改革の一方で、自己責任原則の確立が求められていることについての自覚を期待している。いずれも重要な指摘だと思われる。

そうはいつても、自主性・自己責任原則の下で、選択の結果がうまくいかなかった場合にその結果をすべて選択した人に帰するのも酷な場合がある。例えば、自ら選んだ学校の経営が苦しくなった場合に、在学している児童生徒等を自己責任だとして放置するのは、酷であろう。一定の救済措置は用意しておかなければならないのではないだろうか。総合規制改革会議の第2次答申（平成12年12月）が、教育分野における株式会社等の参入を検討すべきだと提言した中で、会計制度などによる情報開示制度、第三者評価による質の担保と並んでセーフティ・ネットの整備を前提にしたのは、この趣旨である。規制改革を進める際、一定のセーフティ・ネットが整備される必要のある場合があることを忘れてはなるまい。

国は、教育の機会均等あるいは全国的な教育水準の維持といった観点から全国的な基準を定めていることがある。前述の学級編制に関する標準、教育課程の基準等である。これらの基準を緩和することは一方で規制改革であるが、他方、地方の自主性を高めるという点では地方分権の方向に沿うものといえる。また、教育長任命承認制の廃止、公立図書館・公民館における職員の必置規制の見直しのように、地方分権推進計画（平成10年5月）により進められた規制改革もある。このように規制改革が地方分権と関わりがあることにも留意する必要がある。

注(1) 当初は「規制緩和」と称されていたので、当面「規制緩和」と表現する。

(2) 本章においては、総務庁（当時）発行の『規制緩和推進の現況』1995年7月、同1996年7月、同1997年8月、『規制緩和白書』1998年8月、同1999年8月、同2000年12月を参考にした。

(3) 第2次臨時行政改革推進審議会答申（昭和63年12月）参照

(4) 同一大学に所属する教員が2つ以上の学科にわたり授業を行う場合に、1の学科は専任となりその他の学科については兼担となる。

(5) この点については、財団法人経済広報センターも、平成13年5月、『規制改革はどこまで進んだか』において、「規制改革が本格的に始まって以降のここ10年の歩みを辿ると、進捗状況はほぼ6合目。経済的規制といわれてきたものの多くはかなり手がつけられてきた。これからの焦点は、社会的規制と絡んだ、医療・福祉、教育といった分野となる」と指摘している。

(6) 大学等での教員養成教育を受けていない者に、その者を教員に任用しようとする教育委員会、学校等の推薦に基づき、都道府県教育委員会が教育職員検定により免許状を授与する制度。

(7) 地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校。（『教育改革国民会議報告』教育改革国民会議 平成12年12月22日）

(8) Private Finance Initiative の略。公共施設等

- の建設、維持管理、運営等を、民間企業の有する資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
- (9) 首相官邸・経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定) < <http://www.kantei.go.jp/singi/keizai/kakugi/030627s.html> >
- (10) 首相官邸・経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定) < <http://www.kantei.go.jp/singi/keizai/kakugi/020625s.html> >
- (11) 内閣府構造改革特区担当室「第1弾認定対象特区(分野別)(表)」(平成15年4月17日) < <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/030417/siryou5.pdf> >
- (12) 内閣府構造改革特区担当室「第2弾認定された構造改革特別区域計画について」(平成15年5月26日)
< <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sankou/030526/030526keikaku.html> >
- (13) 内閣府構造改革特区担当室「第2回認定対象特区(分野別)(表)」(平成15年8月22日)
< <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/030829/siryou4.pdf> >
- (14) 「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について(通知)」(平成10年3月10日 文初幼第476号 児発第130号 各都道府県知事・教育委員会各指定都市市長・教育委員会 各中核市長・教育委員会宛 文部省初等中等教育局長 厚生省児童家庭局長)
- (15) 文部科学省が総合規制改革会議ワーキンググループ第5回会合(平成15年4月9日)に提出した資料によれば、共用化した幼稚園・保育所の施設数は、平成14年5月現在、171施設で、前年に比べ16施設増加している。
- (16) 文部科学省「預かり保育実施状況」(平成15年6月1日現在)では、預かり保育を実施している幼稚園数は、平成5年10月2,859園、平成9年8月4,197園、平成14年6月8,473園、平成15年6月8,985園となっている。
- (17) 日本経済新聞(平成14年11月27日夕刊)は、「第一生命経済研究所の前田正子主任研究員は、『日本でも将来的には一体化の方向に進んでいくと思うが、長い歴史と経緯があり、両者の壁をなくすのは容易ではない。保育園が持つ低年齢児、長時間保育のノウハウを幼稚園側が学ぶなど、互いに学ぶ姿勢を徹底できるかどうか、真に親子にとってメリットある一体化にするための第一歩だろう』と話していた。」と報じている。
- (18) 構造改革特別区域推進本部「構造改革特区の第2次提案に関する構造改革特区推進室からの再々検討要請に対する各省庁の回答について」(平成15年2月28日)
- (19) 平成15年4月22日 総合規制改革会議宛 文部科学省回答「平成15年4月15日付け『資料等提出依頼』について」における文部科学省の説明。
- (20) 福井秀夫「憲法89条の意味と学校経営への株式会社参入に関する法的論点」『自治研究』第78巻第10号 2002.10 pp.26-42 参照
- (21) 読売新聞「公設民営校」(平成15年9月6日)
- (22) 同旨 堤清二 橋爪大三郎編『選択・責任・連帯の教育改革』勁草書房, 1999.12 pp.26-30
- (23) 平成9年1月27日付け文初小第78号文部省初等中等教育局長通知「通学区域制度の弾力的運用について(通知)」
- (24) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条は、「都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に応じて就学希望者が就学すべき公立高等学校を指定した通学区域を定める」旨を規定していたが、今回の法改正により、第50条の規定は削除された。これにより、公立高等学校の通学区域を設定するか否か、また、どのように通学区域を設定するかについて、今後は、各教育委員会の判断に委ねられることになった。
- (25) 黒沢惟昭「市場主義でなく市民主義の教育改革を」『学校選択の自由化をどう考えるか』大月書店 2000.8 pp.70-75
- (26) 久保田 力『学校選択の自由化』で選ばれる学

- 校」(『学校経営』45巻5号、2000,4 pp.22)は、「現代教育思潮の一つの核でもある「個性」重視主義は、必然的に「学校を自由に選択する」可能性と重要性とを導き出すだろう」と言いつつ、「しかし、果たして我々には学校を選択し決定するに必要な基本的態度や識見や能力が備わっているのだろうか。また、サービスの提供側にも選択肢を準備するだけの基本的能力が身についているのか」と指摘する。
- (27) 窪田眞二「学校選択の弾力化」『学校裁量と規制緩和読本』教育開発研究所、1997.3 pp.52-57
- (28) 小島弘道「学校選択制の論点」(『学校経営』45巻1号、2000,1 pp.76-81)は、「学校選択制の論点は、果たして競争が特色を生むかどうかをめぐってである。」と指摘する。
- (29) 臨時教育審議会第3次答申(昭和62年4月1日)、注²⁷前掲資料
- (30) 文部科学省「確かな学力の向上のための2002アピール『学びのすすめ』」(平成14年1月17日)
< <http://www.mext.go.jp/b-menu/houdou/index.htm> >
- (31) 文部科学省中央教育審議会への諮問「今後の初等中等教育の推進方策について」(平成15年5月15日) < <http://www.mext.go.jp/b-menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/001/03051501.htm> >
- (32) 文部科学省中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」(平成15年10月7日) < <http://www.mext.go.jp/b-menu/shingi/chukyo/chukyo0/tou> shin/03100701.htm >
- (33) 千葉大学天笠 茂教授は、「これからの国の教育課程行政は、…… 地方や学校の裁量幅の拡大などを柱にしながら展開されよう。」としつつ、その際留意されるべき点として、「全体状況の把握と地域による極端な落ち込みの防止」をあげ、「公教育について全体的な水準の維持・向上をはかる役割は、今後とも国の教育課程行政の柱に位置づけられねばならない。」と述べる(「これからの教育課程行政」『地方教育行政の改革と学校管理職』教育開発研究所、1998.11 pp.38-41)。
- (34) 中央教育審議会の「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について(審議の中間まとめ)」(平成15年8月7日)は、「学習指導要領に示されていない内容の指導については、……無制限に行われることがないように配慮すべきである。」と記している。
- (35) 注³²の中央教育審議会の答申
- (36) 昭和63年「教育職員免許法等の一部を改正する法律」の成立による。
- (37) 平成10年「教育職員免許法の一部を改正する法律」の成立による。
- (38) 国立大学法人法とあわせて、「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、公立学校教員給与の国立学校教員給与準拠制を定める「教育公務員特例法」第25条の5の規定が削除された。
- (39) 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年12月12日)

(文部科学技術調査室 さかもと こういち 坂本 幸一)